

松山家庭裁判所委員会議事概要（第33回）

1 日時

令和2年1月28日（火）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所小会議室

3 出席者

（1）委員

小佐井良太，小林保一，清水 進，高桑リエ，寺田利彦，牧賢二（委員長）（五十音順，敬称略）

（2）事務担当者

奥野首席家庭裁判所調査官，小西首席書記官，白神事務局長，徳重事務局次長，水野訟廷管理官，飯尾総務課長，司馬主任書記官

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

（1）松山家庭裁判所長挨拶

（2）新任委員の紹介

（3）テーマ「成年後見制度の利用促進について」

DVD「わかりやすい成年後見制度の手続」を視聴した後，小西首席書記官から，成年後見制度の利用状況，家庭裁判所の役割（成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた今後の運用），愛媛県内の中核機関の設置状況，今後の課題等を説明した。

■ 只今の説明内容について，御質問等がございますか。

○ データについて，愛媛県内の成年後見制度利用者数が平成29年で2098名，平成30年で2160名ということでした。平成30年には，新たに開始されたのが308件ということでしたが，あとは亡くなられたり，能力を回復したりして終了した結果，そのプラスマイナスが先程の利用者数になっていくという理解でよいのでしょうか。

- そのとおりです。
- 先程説明がありましたように、法律を作るときの想定よりも利用対象者が増加した、それから成年後見人の中には不正行為をする人もいる、地域性や本人の状況は様々なケースがあり、なかなか対応が難しくなった、それで見直しをしようという中で、中核機関の話とかが出てきた。そもそもの制度の目的が法律制定当時は、財産権の保護、法的行為に重点を置いていたから家庭裁判所がキーマンになってきたが、状況が変わって、どちらかと言うと基本目標にもあるノーマライゼーションが重視されるようになってくると、児童虐待もそうですし、最近の性差別の問題もそうですが、必然的に行政という観点が出てきたのかなというふうに理解しました。ただ、行政の側からすると、そんなにどんどん役割を求められても大変だろうなと思いました。もう一つは、財産というキーワードに関して、急激に進歩、変化しており、これだけキャッシュレスの時代になりますと、それを管理するのが難しい。そうなるとうやはり、制度の目的が財産管理から福祉サービスの方に大きく重心を移す時期なのかなという気がしました。そのような感想を持ちましたが、そのような理解でよろしいですか。
- 成年後見制度は平成12年に始まったわけですが、それまでは禁治産制度がもともとの民法の規定であり、財産管理だけでしたけれども、それで良いのかといったノーマライゼーションの考え方が出てきて、後見制度に変わり、身上配慮義務という形で身上保護の部分が加わりました。そのような流れの中で、平成12年以降、思ったように利用が伸びていないという状況等を踏まえて利用促進法ができたので、正に委員が指摘されたような流れの中で動いているということです。
- 御本人の判断能力の有無や程度を判断するのは医師の診断書ということでしたが、今はいろいろな障害別に手帳類が出来たりしており、福祉関係でも手帳との兼ね合いが問題になったりしていますが、その点がどうか気になり

ました。それと、後見人が選任される際に、例えば地理的に余り離れた人でない方が良いのかなと思ったり、解任や辞退のときの基準も何かあるのかなと思ったりしました。選任されるときにいろいろ難しい条件とか、調査もあるかと思いますが、差し支えがない範囲で結構ですので、どのような基準で選任されるのか教えてください。

- まずは診断書と手帳との関係ですが、ある程度手帳を含めた部分で運用されているのが実際のところですが、実際には主治医のところへ行ってすぐに診断書ができるかという点、特に障害者の方はそういうわけにはいかないと思われれます。これは利用促進法の一つの流れですが、きちんと日常的に本人をみている人の情報を使える仕組みを作りましょうということで、その方が「本人情報シート」というのを作成し、それを医師に見せて正しい判断をしてもらおうということで、平成31年から既にそのような運用を行っています。2点目の隔地者を成年後見人に選任するというのは難しい問題で、基本的には日常的に身上保護が可能な方ということになります。例えば、御本人が大阪に移動するといった場合、家庭裁判所の運用としては、その時点で後見人を大阪の方で改めて選任してもらおうとか、それまで管理していた事件記録を大阪に移すとか、そのような形で絶えず相談しながら進めています。

- 判断能力に関しては、基本的にまず診断書を出していただくわけですが、先程説明がありましたように、本人情報シートというのを身近な人に作ってもらって、それを踏まえて医師に診断していただくことになっています。診断書の書式も統一したものを使っており、診断に際して行われている各種検査の客観的な数値を記載してもらおうとか、あるいは見当識の障害があるかどうかとか、そのような判断要素に基づいて判断したというのが分かりやすいような書式になっています。それを見て、裁判所としても、なるべく客観的な判断ができるような工夫をしています。もちろん診断書だけで必ず判断がつくとは限らないので、例えば後見なのか保佐なのかよく分からない

ようなときには、改めて鑑定医に鑑定をしてもらう場合もあります。なるべく客観的に正確な情報を得た上で、なおかつスピーディーに判断能力についての判断ができるように工夫をしているところです。後見人の選任基準については、基本的には利用者、特に御本人は、色々な境遇や環境の方がいらっしゃると思いますので、事案ごとに、なぜ後見の申立てに至ったのか、どのようなニーズがあって、どのような目的で後見の申立てがされたのかを見て、そのニーズや目的にかなうような後見人がいらっしゃるのか、候補者として上がっていただければ、その方がニーズや目的に合致する形でやっていただける方なのかということを見た上で、可能であればなるべくその方を選任しますし、難しい判断や検討が求められるようであれば、場合によっては専門職の方を充てるとか、専門職の方に監督人という形でサポートしていただくとか、最も御本人の利益にかなうような組み合わせを検討しています。

- 補足的に申し上げれば、やはり成年後見を開始するという判断をしますと、御本人に権利制限が強くなってきますので、自分自身で法律行為をすることができないということになり、それなりに大きな効果を生じさせるので、本来的にはそのような効果を発生させる要件を審査するためには慎重に判断したいというのがベースですが、医師にきちんと診断してもらうとなると手間もかかりますし、より大きなコストがかかります。コストをどの程度御本人に負担してもらうかということになると、一般的にはできるだけ負担させない形にしたい。そうすると、できるだけコストのかからない方法ということで、日常的に診断されている医師がいるのであれば、その方にあらかじめ診断書を出していただいて、それで判断できるのであればしてしまおうというのが基本です。仮に、初めて行った病院の医師でも診断できるようにということで、日常的に身近で見ておられるような方に日常的な情報を書いたシートを出してもらって、それに基づいて医師に診断してもらうことで、初めての医師でも診断が容易にできるように工夫をしています。手帳だけでとい

うことになる、先程言いました手続開始の効果の関係で少し難しいかなと思います。後見人を誰にするかという点ですが、後見開始の申立てをされる方は、基本的には親族の方が多いかと思います。当然、そこで念頭に置かれているのは、それ以前にも親族の方がいろいろな法律行為を事実上代行していることも多いので、そのまま後見人になりたいという要望が多いと思います。そのままなっただけの場合もちろんあるのですが、やはり先程言いましたように、大きな法律行為をするということになってきますと、それに伴う責任も重くなります。あるいは、難しい法律行為をしないといけない、紛争を抱えておられるような方もおられますので、例えば交通事故で脳に損傷を負ってしまって、判断能力が無くなってしまったような場合は、交通事故の賠償金を受け取るともしないといけないので、こういったことは法律専門家でないとなかなか難しいため、弁護士や司法書士といった法律専門家を後見人に選任するということが考えられます。そのような形で事案に応じてやっているようです。

- 中核機関の設置状況についてですが、県下20市町全てにおいて未設置で、久万高原町が令和2年4月の設置を目指しているということで御説明があったかと思いますが。未設置である背景とか、どのようなことが支障になっているのかというのは家庭裁判所としても十分には把握できていないという御説明があったかと思いますが、家庭裁判所として、どの辺りが市町にとって中核機関設置のハードルであるのか、あるいは市町と具体的な意見交換等の機会を通じて、このように見立てているということがあれば、参考までにお聴かせいただければと思います。これが全国的にも進んでいないというのは、むしろこの計画が本当にこれでうまく行くのかという話の一番大きなところになってくると思います。ネットワークの図で見ると、今まで家庭裁判所の中でいろいろな対応、相談対応等も含めてされていたところ、福祉的な相談に関しては広く行政の方に対応を委ねて、その全体のネットワークの中に家

家庭裁判所が入って、家庭裁判所としての本来の役割を果たすというイメージだろうと思いますが、これがうまく機能していくためには、正にそのネットワーク、あるいは中核機関の対応ということが必要になってくると思うのですが、そのコアのところが進まない背景について教えていただきたいと思います。

○ 愛媛弁護士会では、高齢者障害者総合支援センター運営委員会があり、同委員会が後見制度の利用促進等を担当しています。家庭裁判所とも連携した「四士会」というのが開催されていると聞いており、家庭裁判所も中核機関の設置に向けて自治体に動いてもらうよう働き掛けをされていると思いますが、その働き掛けについてもう少し具体的に教えてほしいと思います。

■ 以上2点の御質問について、市町や関係機関との連携の現状と、それを踏まえた中核機関の設置が進まない原因等について、説明をお願いします。

● 家庭裁判所の取組状況として、家事関係機関との連絡協議会というのを年1回、若しくは複数回開催しています。家事関係機関にはいろいろな機関がありますが、利用促進法ができてからは市町の担当者や、さらに市町に加えて社会福祉協議会の方にも来ていただいています。先程、四士会という言葉が出ましたけれども、四士会の内訳としては、弁護士会、リーガルサポートが中心となった司法書士会、社会福祉士会、精神保健福祉士会です。四士会にも加わっていただいた上で、利用促進の取組状況や、何がネックになっているのかという点等を協議しながら進めています。ただ、三権分立を踏まえた裁判所の立場もありまして、家庭裁判所は中核機関を設置する機関ではありませんので、行政に介入することはできないということで、飽くまでバックアップするという立場で、協議会を年1回、若しくは複数回行っているのが取組の中心です。それ以外にも、四士会と共に県庁を訪問したり、松山市との間で協議をしたりしています。裁判所独自でも、市町への訪問や関係機関主催の講習等への参加等、そのような形での取組も行っています。そのよ

うな中で、よく聞かれるのが、利用促進法の中核機関の設置というのは飽くまで努力義務だということです。行政として膨大な業務がある中で、どこを優先していくのかという判断があって、努力義務ということになると、結局は何を優先するのかという市町の判断になるというところがネックになっていると、市町の担当者もおっしゃっています。国から補助金を出すと言っていますが、額が限られている上に、いわゆる紐付きの予算でないので、優先したいところに使えるお金ということになり、そういった予算面での問題もあるようです。市町の現場担当者の意識としては、何とか良い制度を作りたいという趣旨は分かるけれども、なかなか行政としては動きにくいという話はよく聞かれるところです。そうは言いながらも、現場の方が中心となって何とかしようということで、久万高原町もそうですけど、至る所で進みつつある状況かと思えます。

- 今年度、県内の東予、中予、南予の各ブロックそれぞれにおいて、意見交換会という形で、各自治体の担当者の方が集まって、利用促進に関する話し合いをする場がありまして、家庭裁判所からも分担して参加しました。来られていた市町の担当者は、内部的な異動もあり、担当して1年目、2年目の方が大半で、そもそも後見制度自体をよく知らないという発言もありました。他方、久万高原町のように進んでいるところは、同じ人が10年以上も担当していて、何をすべきかということがほぼ分かっているという感じでした。そのような人的要素、長けている方がいらっしゃるかどうかによっても進み方が違い、そういったところも一つの要因であると感じています。
- 各市町では、人員の問題とか、予算の問題とか、優先順位の問題とかがあって、市や町全体を上げての取組にはなかなか浮上してこないのだと思われます。本来は、そのような場合には県の方でリーダーシップを取ってもらえるといいのですが、県は県の方で、同じように努力義務であるという点とか、あるいは中核機関の設置自体は市や町が行うという位置付けになっています

ので、そこはやはり基本的には市町がやるべきだということで、県が積極的に音頭を取ることはなっていないという状況で、基本計画の前半、あるいは中間年においては、愛媛県全体では低調な取組にとどまっているという状況にあるようです。

- 地域連携ネットワークのイメージ図でも、認知症高齢者を対象としたものと、障害者を対象としたものに分けていますが、これは従前から各行政では担当課が分かれていて、実際上は、ここの連携に問題があるというのが一つ考えられます。その周囲にいろいろな関係団体があり、家庭裁判所もその一つになっていますが、これらの団体は従前関わってこなかったというわけではなくて、おそらくそれぞれが個別には関わっていて、必要に応じて連携していたのですが、全体としての連携は取れていない状況であったのを、今後変えていきたいと思います。その際の連携の中核となる場所が必要であり、それが中核機関ということになります。逆に言うと、この中核機関ができないと、なかなか全体連携は取れないのかなと思います。先程、委員から御質問があった関係で言いますと、家庭裁判所と四士会で定期的に協議会を開催しています。家庭裁判所と市町、社会福祉協議会との関係で言いますと、年に1回ないし2回、家事関係機関との連絡協議会というのを裁判所で開催しております。情報交換等を行っております。そのような繋がりを現在のところ持っていますが、さらに完全な形で連携するためにどうするか、それが課題だという状況と理解しています。

(4) 次回期日について

令和2年7月8日(水)午後1時30分

(5) 次回テーマについて

「成年後見制度の利用促進に向けた関係機関等との連携について」